

非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款 新旧対照表

旧	新
第16条（約款の変更） 1. この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他当社が必要と判断した場合に変更されることがあります。 2. 当社は、この約款の変更を行う場合、事前に変更日および変更内容を当社のインターネットホームページへ掲示することにより通知するものとします。	第16条（約款の変更） 1. 本約款の各条項その他の条件は、金融情勢その他状況の変化等相応の事由があると認められる場合には、民法548条の4の規定に基づき、変更するものとします。 2. 前項の変更は、変更を行う旨、変更後の約款の内容、その効力発生時期を、インターネット、またはその他相当の方法で公表することにより周知します。 3. 前二項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとし、公表の日から適用開始日までは変更の内容に応じて相当の期間をおくものとします。